◇**特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八三号）（内閣官房）

1　俸給月額の改定

秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこととした。（別表第三関係）

2　期末手当の改定

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七七・五に引き上げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き下げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2㈡は平成三一年四月一日から施行し、1及び2㈠は平成三〇年四月一日から適用することとした。

◇**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八四号）（国会）

1　国会議員の秘書の全給料月額を改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　平成三〇年一二月期の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

3　平成三一年度以後の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

4　この法律は、公布の日から施行し、1及び2については、平成三〇年四月一日から適用することとした。ただし、3については、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八五号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　報酬月額の改定は、平成三〇年四月一日に遡って行うこととした。

◇**検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八六号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　俸給月額の改定は、平成三〇年四月一日に遡って行うこととした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第八七号）（防衛省）

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊の学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）

2　営外手当の月額を六、〇二〇円とすることとした。（第一八条第二項関係）

3　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七〇とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

4　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一六七・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

5　この法律は、公布の日から施行し、1から3までは、平成三〇年四月一日に遡って適用することとした。ただし、4は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三三一号）（防衛省）

1　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

2　管理又は監督の地位にある職員に支給される俸給の特別調整額を改めることとした。（別表第四関係）

3　この政令は、公布の日から施行し、2は、平成三〇年四月一日に遡って適用することとした。

法　律

法律第八十二号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万四千三百円」を「四十一万四千八百円」に改め、同項第二号中「五万七百円」を「五万八百円」に改める。

第十九条の二第一項中「宿日直勤務を」を「宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を」に、「四千二百円」を「四千四百円」に、「二万円」を「二万千円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項ただし書中「六千三百円」を「六千六百円」に、「三万円」を「三万千五百円」に、「一万八百円」を「一万千百円」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「二万千円」を「二万二千円」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百十」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」を加え、同号ロ中「百分の九十五」を「、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の五十二・五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）」を加え、同条第五項中「次条において同じ。）から」を「次条第三項第三号において同じ。）から」に、「同項」を「第十九条の七第一項」に、「次条において同じ。）」を「次条第一項において同じ。）」に改める。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉